

福知山市子育て世帯等感染症拡大防止クーポン事業 「子どもふくふくクーポン券」取扱店等募集のご案内

この度、福知山市では、保育園・幼稚園・学校等での集団生活を通じた新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症予防のために必要な衛生用品等の購入にご利用いただけるクーポン「子どもふくふくクーポン券」を発行します。それに伴い、以下の条件で取扱店等を募集します。

1. クーポン券が利用できる取扱店等

福知山市内で小売業等を営む事業者で、登録申込をいただいた取扱店等が対象となります。

(対象外事業)

- ①感染症予防のための衛生用品（マスク・消毒液等）を取り扱っていない事業者
- ②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う店舗及び事業所
- ③特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行う店舗及び事業所
- ④本事業の目的に照らして、不相当と判断される店舗及び事業所

2. 申し込み方法

取扱店等登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、「福知山市社会福祉協議会（本所）」へ提出してください。登録する際の手数料負担はありません。

3. 取扱店等の換金手数料負担

換金する際の手数料負担はありません。

4. 交換・譲渡及び売買の禁止

取扱店等は、クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはなりません。

5. 取扱店等の責務

- ①登録申込時に配布されたポスター等を利用者にわかりやすい場所に提示すること。
- ②通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正利用が明らかな場合は、クーポン券受取りを拒否するとともに、その事実を福知山市社会福祉協議会及び警察へ速やかに報告すること。
- ③取引によりクーポン券を受け取ったときは裏面に取扱店等名を記載または押印し、再流通を行わないこと。
- ④回収したクーポン券を他の取扱店等で利用しないこと。
- ⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

6. 登録の取り消し

別途「取扱店等説明書」に記載の内容について違反したときは、当該取扱店等に係わる登録を取り消すこととします。

7. その他

登録時に誓約書の提出をお願いするとともに、万一不正行為等が発覚した場合には法的措置を行うものとします。

★クーポン券は13,700セット、11月下旬より利用開始予定

申込期限：一次募集：令和3年10月22日（金）～11月8日（月）

二次募集：一次募集終了後～1月31日（月）

（受付時間：午前9時～午後5時）

（土・日・祝日、12月29日～1月3日は受付できません。）

※二次募集による登録は、配布用の取扱店等一覧から漏れる可能性があります。

（取扱店等業務受託機関）

取扱店等登録

申込み・問い合わせ先

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

〒620-0035 福知山市宇内記10 番地の18 福知山市総合福祉会館内

TEL 0773-25-3211 FAX 0773-24-5282